

## 消費拡大全国展開事業実施要領

25生産第508号  
25水漁第301号  
平成25年5月16日  
農林水産省生産局長  
水産庁長官

### 第1 目的

日本の食を広げるプロジェクト事業実施要綱（平成25年5月16日付け25政第32号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の「2消費拡大全国展開事業」の項に掲げる事業の実施については、実施要綱及び日本の食を広げるプロジェクト事業補助金交付要綱（平成25年5月16日付け25政第33号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の生産局長、水産庁長官が別に定める者は、次に掲げる者であり、生産局長又は水産庁長官が公募により選定した者とする。

(1) 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人、学校法人。

(2) 複数の民間団体等が本事業の実施のために組織した団体（民法上の組合に該当するもの）。ただし、この場合は本事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成し、当該団体を代表する機関を定める必要がある。

なお、(1)及び(2)の事業実施主体（複数の民間団体等が本補助事業の実施のために組織した団体の場合には、当該団体を構成する全ての団体）は次の全ての要件を満たすものとする。

- ① 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- ② 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- ③ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

(3) 上記のほか生産局長又は水産庁長官が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であること。

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
- (4) 各年ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の認定の申請は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）の提出の際、事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）に別記様式1を提出することにより行うものとする。

### 第3 事業の内容等

#### 1 事業の趣旨

食のモデル地域育成事業の取組の対象となった国産農林水産物や食品の消費拡大を支援するとともに、個々の品目の特性や優位性を組み合わせて相乗的な消費拡大を図る横断的な取組や品目別の課題解決に向けた取組を積極的に支援し、国産農林水産物の全国的な消費拡大を図るものとする。

#### 2 事業の内容

- (1) 食のモデル地域育成事業の取組の対象となった国産農林水産物や食品を含めた国産農畜産物の品目横断的な消費拡大の取組等を支援する。
- (2) 食のモデル地域育成事業の対象となった地域と連携を図り、品目別の課題に対応した解決策の検討、実行等の取組を支援する。

##### ① 米・米粉等

学校給食、外食・中食等における米・麦・大豆・米粉の利用促進・需要開拓、朝食欠食の改善の取組等による消費拡大

##### ② 麦

戦略的に全国展開を行う取組や日本各地の食文化にブランド又はストーリー性を付与する取組等による消費拡大

##### ③ 青果物

青果物の利用促進や販路拡大の取組等による消費拡大

##### ④ 水産物

日本各地域における地域食材の地産地消の促進や販路の拡大、消費者への魚食普及の取組等による消費拡大

#### 3 対象経費等

本事業の対象となる取組及び経費は、次のとおりとする。ただし、本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分できるもの、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計

と区分して行うもののみとする。

(1) 人材・後継者等育成

国産農林水産物の利用促進・消費拡大に関する人材を育成するとともに、ノウハウ、技術を次世代に継承するための研修や交流会の実施、ガイドライン・参考資料の作成等を行う。

(補助対象経費)

謝金、委員旅費、印刷製本費、通信運搬費、旅費、賃金等

(2) 消費拡大促進対策

国産農林水産物の消費拡大の方策の検討、調査、消費者等への普及・啓発等を実施する。

(補助対象経費)

謝金、委員旅費、印刷製本費、広告・宣伝費、会場借料、情報発信費（コンテンツ開発費等）、調査員手当、調査員旅費、通信運搬費、管理運営旅費、賃金等

(3) 商談会等の開催

生産者、流通業者、販売事業者等の連携による国産農林水産物の利用促進、消費拡大を推進するための商談会、シンポジウム、研究会、相談会等を実施する。

(補助対象経費)

謝金、委員旅費、印刷製本費、会場借料、相談員手当、相談員旅費、通信運搬費、雑役務費、旅費、賃金等

(4) 消費拡大促進フェア等の開催

食のモデル地域育成事業の取組の対象となった国産農林水産物等の展示、試食、販売促進及びこれらと併せて行う消費者等との意見交換、アンケート等を実施する。

(補助対象経費)

会場設営費、会場借料、印刷製本費（パネル作成費等を含む。）、調査員手当、雑役務費、通信運搬費、賃金等

(5) 事業運営

(1) から (4) までの事業を円滑に実施するため、一時的な非常勤職員の雇用や事務機等のレンタルができるものとする。

(補助対象経費)

借上費、賃金等

4 事業実施主体は、他者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、以下の事項を事業実施計画に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならないものとする。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

#### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は平成25年度から平成29年度までとする。

#### 第5 採択要件等

1 採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること
- (4) 事業内容について、生産者、消費者等からの提案に基づくなど現場の発想が踏まえられていること及び多様な事業体、モノやサービスと結合した取組となっていること

#### 2 事業の成果目標

目標年度は事業開始年度を含む4年後とする。

- (1) 事業実施主体の取り扱う対象品目の売上向上率を10%以上向上
- (2) または、事業実施主体の取り扱う対象品目の消費拡大に関する目標を設定することができるものとする。ただし、この場合、現状調査及び効果測定を行い検証を確実に実施できるものとする。
- (3) 上記、(1)及び(2)のいずれを選択した場合においても、事業実施主体の取り扱う対象品目の売上高を別記様式4により報告するものとする。

#### 第6 事業実施の手続

##### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画書を作成し、事業承認者に申請するものとする。ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（実施要綱第5の2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

##### 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の「2 消費拡大全国展開事業」の項の重要な変更の欄に掲げる変更

### 3 事業の承認等

#### (1) 事業の承認

事業承認者は、次の要件を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- ① 第5の1の採択基準を全て満たしていること
  - ② 当該事業により、成果目標が達成されることが見込まれること
- ただし、事業承認者が別に定める公募要領により選定された者の当該選定時の事業実施計画については、実施要綱第5の1の承認を受けたものとみなす。

#### (2) 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定後に着手するものとする。

## 第7 事業実施状況等の報告等

### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに別記様式3により、事業実施状況に係る報告書を作成し、事業承認者に提出する。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

### 2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業終了後の翌年度から3年間、別記様式4により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事業承認者に報告するものとする。

### 3 その他

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

## 第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者(交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。ただし、交付要領第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

## 第9 収益納付

1 事業実施主体は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定(以下「知的財産権の譲渡等」という。)により収益が生じた場合には、別記様式5により、知的財産権の譲渡等による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事

業の終了年度の翌年度から3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事業承認者に報告するものとする。

なお、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 事業承認者は、1の収益状況報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、会計年度の知的財産の譲渡等による収益額に、当該知的財産権の取得に係る事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た額を乗じて得た金額について、事業実施主体に納付を命ずるものとする。

3 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、当該知的財産権の取得に係る事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

別記様式1（第2の3関係）

消費拡大全国展開事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員の概要

名 称	所 在 地	代表者氏名	概 要	
			※事業概要、従業員数、資本金、売上高等について記載	

7 設立目的

8 事業の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

別記様式2（第6の1関係）

番 号  
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度消費拡大全国展開事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

日本の食を広げるプロジェクト事業実施要綱（平成25年5月16日付け25政第32号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- (注) 1 関係書類として、別添を添付すること  
2 変更の場合は、本様式の別添中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。  
3 中止又は廃止の場合には、本様式の別添中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること

(別添)

消費拡大全国展開事業実施計画書（消費拡大全国展開事業実施状況報告書）

日本の食を広げるプロジェクト事業のうち  
消費拡大全国展開事業

# 事業実施計画書

事業実施年度 : 平成 \_\_\_\_\_ 年度

事業実施主体名 :



## 第1 事業実施主体

1 事業担当者名及び連絡先	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	FAX
メールアドレス	URL
2 事業の実施体制	

※1 事業に関する者の全体像が把握できるように記載すること。（別葉としても可）

※2 連携する者（食のモデル地域等）や委託を行う者がある場合は、その名称、責任者、事務処理体系、役割分担等についても記載すること。

### （添付資料）

- 1 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）
- 2 事業実施主体が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の業務報告書等（事業毎の損益や団体の財務状況がわかる資料）

## 第2 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
※日本の食を広げるプロジェクト事業補助金交付要綱別表1の2に掲げる経費を記載する。	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	

### (添付資料)

- 1 謝金、賃金、手当については、その単価の根拠資料
- 2 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要が分かる資料
- 4 別葉の経費内訳書

### 第3 事業の目的及び趣旨

### 第4 事業の目標

現況値 :	
目標値 :	
検証方法 :	

- ※1 目標値は、事業開始年度を含む4年後の値とする。
- ※2 事業実施主体の取り扱う対象品目の売上高の目標、又は独自に設定した対象品目の消費拡大に関する目標を記載すること。
- ※3 事業実施主体自らが国産農林水産物の取扱い等を行っていない場合は、イベントや商談会等に出展参加する生産者団体や食品事業者等が取り扱う品目について目標を設定することができる。（この場合、目標達成の検証に必要な売上高等の実績値を報告させるような仕組みを構築しておく必要がある。）

## 第5 事業の内容

### 1 人材・後継者等育成

取組内容	実施時期・回数	実施場所・対象者数	備考

### 2 消費拡大促進対策

取組内容	実施時期・回数	実施場所・対象者数	備考

### 3 商談会等の開催

取組内容	実施時期・回数	実施場所・対象者数	備考

### 4 消費拡大促進フェア等の開催

取組内容	実施時期・回数	実施場所・対象者数	備考

## 第6 事業スケジュール等（事業工程表）

※ 別葉（A4横）としても可とする。

# 経費内訳書

(単位:千円)

区分			事業費		積算内訳	
大区分	小区分	費目	国庫補助金	自己負担		
1 地域人材・後継者等育成費	(1)研修カリキュラム検討会費					
	○○					
	○○					
2 消費拡大促進対策費	(1)検討会費					
	○○					
	○○					
○○						
○○						
日本の食を広げるプロジェクト 事業補助金交付要綱別表1の 2に掲げる経費を記載する。						

※1 積算内訳欄には、経費積算の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載すること。

※2 補助金の交付決定前に支出される経費は、自己負担とする。

※3 事業の一部を他者に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載すること。

※4 本紙は原則として Excel で作成すること。

別記様式3（第7の1関係）

番 号  
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度消費拡大全国展開事業実施状況の報告について

日本の食を広げるプロジェクト事業実施要綱（平成25年5月16日付け25政第32号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、報告する。

（注） 1 関係書類として別添を添付すること

2 別添は、別記様式2の別添に準じて作成するものとし、件名は「消費拡大全国展開事業実施計画書」から「消費拡大全国展開事業実施状況報告書」に書き換え、「第2 総括表」及び「第5 事業の内容」に実績を記載すること。

別記様式4（第7の2関係）

番号  
年月日

(事業承認者) 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度消費拡大全国展開事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した消費拡大全国展開事業に係る事業成果状況について、消費拡大全国展開事業実施要領（平成25年5月16日付け25生産第508号、25水漁第301号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）第7の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業実施主体名

所在地

担当者名及び役職

電話番号

メールアドレス

2 事業内容

3 事業費実績 円（うち国費） 円）

4 目標値

5 実績値

6 評価 A（計画以上の進捗）、B（計画どおりの進捗）、C（計画以下の進捗）

7 所見（評価Cの場合の改善点等）

8 売上高（実施要領第5の2（3）に基づく報告）

- ①事業実施前の売上高合計額
- ②事業実施後の売上高合計額

※ 事業で実施した商談会や消費拡大フェアに参加した、食のモデル地域や事業者の取り扱い品目の年間売り上げ金額の合計となります。

別記様式5（第9の1関係）

平成 年度消費拡大全国展開事業収益状況報告書

番 号  
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった消費拡大全国展開事業に関する平成 年度の収益の状況について、消費拡大全国展開事業実施要領（平成25年5月16日付け25生産第508号、25水漁第301号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）第9の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

1 事業の内容

2 本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定による収益  
項目名 ( ) 円

3 当該知的財産権の取得に係る事業に支出された費用総額  
円

4 当該知的財産権の取得に係る事業の補助金の確定額  
年 月 日付け 第 号確定 円

5 補助金が当該知的財産権の取得に利用された割合  
%

(算定根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。